

子育てと産児制限に関する一考察 —江戸時代の文学書や風俗史料を手掛かりに—

森田 登代子

(武庫川女子大学大学院家政学研究科)

平成7年8月14日受理

A Study of Child Rearing and Fertility Regulation in Tokugawa Period

Toyoko MORITA

Faculty of Home Economics, Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663

I'd like to explore the birth control, in particular, about the relation between abortion and child rearing in Tokugawa period. Abortion reflected degeneracy: it stemmed from rural poverty and corrupt state of urban morality in those days. This was known by such names as ko-gaeshi, mabiki, araike and ko-oroshi. Indeed, we can provide a rich source for exploring view dimensions such as haiku, senryu and other literary works. However I want to draw attention to various dimensions that the received neglects. Even rich persons had aborted to limit their children to one or two. Fertility regulation was important to maintain family system and living standard. Next, pregnant woman felt very dangerous to have a baby without good medical treatment. So she used the manual books on folklore such as "Daizassho" and "Majinaichohoki." She applied not only pregnant or birth, but contraception or abortion.

People thought pregnant and abortion were not contradictory but natural to keep their community and social structure. We need integrated analysis including woman's life and consciousness, talking about fertility regulation.

(Received August 14, 1995)

Keywords: child rearing 子育て(養育), pregnant and abortion 妊娠と中絶, living standard 生活水準, woman's consciousness 婦人の意識, Daizassho, Majinaichohoki 【大雑書】【呪重宝記】.

1. 緒言

江戸時代の産育習俗の研究では、貧困や飢饉、または風俗の紊乱により墮胎や産児殺しなどの産児制限を行ったというのが従来の通説であった。一般的には妊娠中に作為的に子供を処置する墮胎を「子おろし」、出産後に産児を殺すことを「間引き」「洗い子」「子返し」といった微妙な言葉で表現し、忌避される領域であった。代表的な例は高橋梵仙の『墮胎間引の研究』である。彼は墮胎間引き第一の理由は農村社会の窮乏であり、解決策として産児の悪弊が生じたとする。都市においても不義密通が盛んに行われ、墮胎の原因になったと叙述した¹⁾。後述する川柳集『誹風柳多留』にも似通った内容が存在する。が、高橋は家族と養育

の相関関係で見た人口調節という捉え方はせず、貧困と風俗の乱れや女性個人の問題として論述した。社会道徳や規範の墮落が原因と考える説は、現代でも有識者が発言するステロタイプの言説である。だが間引きについては近年、宗門改帳による人口の推移研究、藩による妊娠女性の動向の把握、赤子養育法や死胎報告書などの実証的研究や産育医療書から見た女性の心性研究など、女性学・女性史学・歴史人口学研究により、別の視野からの研究がなされている²⁾。

たとえばハンレーらの『前工業化期日本の経済と人口』では「子供の数を通常は制限し、時には、それを望ましい数に引き上げるべくその規模を意識的に規制していた」と結論づけ、理由の一つに、「子供数を低

く抑えることにより岡山の人々は19世紀中葉になると、娯楽のために旅をすることや都会の人々の生活様式を模倣するぜいたくを享受することができた」のだと述べる³¹。地域的な限定はあろうが、人々が生活や暮らし向きのために意識的に人口制限したと主張する。藩の労働力確保の問題や道徳的事情にとどめず、生活水準の維持など家族問題の視野から論じる点は注目されるであろう³²。では人々、特に女性にとっては出産・子育てと産児制限、特に墮胎や間引きという対立概念はどのように認識あるいは受容されていたのであろうか³³。

2. 課題と方法

本稿ではこの疑問を踏まえ、まず当時の評論が墮胎や間引きをどのように表現していたか言及する。次に俳句や川柳などの文芸資料から、庶民は産児制限をどのように認知していたか類推する。第三に庶民が実際、身近に用いたまじないの手引書や大雑書を引用しながら、江戸時代の養育にまつわる言説と、墮胎や間引きが家族や社会の養育観念の中でどのように受容・位置づけられたかを考察し、女性たちの生活意識に迫る。

3. 随筆から見た産児制限

従来、墮胎や間引きはわが国だけとする考えが一般的であった⁶¹。その根拠になったのは天正年間に来日した宣教師フロイスの『日欧比較』であった。

「ヨーロッパでは、生れる子を墮胎することはあるが、滅多にない。日本ではきわめて普通のこと、20回も墮した女性があるほどである」⁷¹と記す。嬰兒殺害についてもフロイスは「ヨーロッパでは嬰兒が生れてから殺されるということは滅多に、というよりほとんど全くない。日本の女性は、育てていくことができないと思うと、みんな喉の上に足を載せて殺してしまう」⁷²と報告した。もっとも、この報告は正確ではない。ヨーロッパにおいても産児制限は存在していたからである⁸¹。フロイスの見聞記を鵜呑みにはできないが、その行為を温存しあるいは黙認していたことは事実である。産児制限を言及する文献に当たって見よう。

「子の多き事を欲せざる国、筑前、筑後のみに非ず、豊前、豊後、日向、或は常陸、出羽、奥洲に至りて、農夫早く娶る故に、子を産む事十に過ぐる、殺す者多し。吾国土地小にして狭し。西洋の諸邦を隣国にす、人の^{すくなく}少事を憂う、故にかつてなし」⁹¹。

これは人口に比べて国土の狭いことが間引きの引き

金と考へ、人口論の視点から嬰兒殺しを批判した司馬江漢の言である。

間引きの原因は為政者の苛政であり、家族を守るための庶民のやむを得ない自衛策だと弁護する説もあらわれた。「又国所によりては子供大勢出来凌ぎ兼る時は、間引きと云て産たる子を殺す也。言語に断たる無情至極なり。併左なから無道とも極め難し、中々に犬猫の如くする共一人の子を育てるは容易ならず、終に家を潰す基となり行事なれば、無¹⁰₁₀子を殺す也」と述べ、家制度の遵守があつてこそ養育がありえると主張した。間引きを非難しながらも、認めざるをえない社会状況に逡巡する立場が窺える。

一般的には、当時の知識層では『近世畸人伝(寛政2年・1790)』が述べるように「関東のならひ、貧民、子あまたあるものは後に産せる子を殺す。是を間曳といひならいて、敢て惨むことをしらず。貧凍餓に及ばざるものすら、倣て此子をなせり」「中原の地にても間墮胎(子おろす)に及ぶは、尚間曳の類なれども、是は貧人の所為にあらず、淫婦のみそかごとなれば、救ふべき道なし。歎くべし歎くべし」¹¹と認識されていた。墮胎を風俗や道徳の墮落と女性の性情として非難することが理解しやすかったことがわかる。

以上のように批判されていた墮胎や間引きは、江戸年間でどのような変遷を見るであろうか。

明和元年(1764)林 笠翁(林子平の父)は、「陸奥ニテ貧窮者ノ子多ハ、マビク或オシ反スナド云テ、自ラ吾子ヲ殺ス也」と、子返しの風習が東北全域に広がっていること、女兒を多く殺したため、その影響で女の奉公人が少なくなったことを指摘する¹²。5～60年前(正徳・享保のあたりと考えられる)には捨子が流行し、0歳から2、3歳の子を竹籠にいれ諸侯太夫の門前や裕福な商家の戸外に捨てたが、「自ラ我子ヲ殺ハ決シテ無」¹³かった。ところが時代が下つて子返しが広まると指摘する。『仙台間語』では捨子が多くなったのは元禄末から宝永にかけてで、当時子返しはなく、捨子が横行するにつれて子返しも増えた事実を指摘している。子捨てと子殺しは反比例の関係とする外国の例もある¹³が、わが国では正比例の関係であったことが理解されよう。数値化されていなので何ともいえないが、考慮すべき指摘であろう。

衝撃的なのは次に引用する『浮世の有様』である。

文政13年、日向の家老は「先祖も迷子にて、日向へ売られし者なれ共、おいおい出世」して、先代より家老になったこと、「彼国領内広く、人至て少なきゆ

子育てと産児制限に関する一考察

へ、他国の者を買入る事なるよし。元来彼国の土風にて、子一兩人を育て、其余はまびくと称し、墮胎せしめ、生み落しても、これをころしぬ。子供多く育てれば、親のせ(世)話多し。家をつぐ者さへ有ば、夫にて事足りぬ。家業は成人せし他国者を買取りて、これをなさしむれば、苦勞する事なしとて、金銀・田畑多く持てる者までも、如此しといへり¹⁴という。子どもを大勢産み育てると貧乏人だと嘲笑したり、裕福であっても3人以上は育てず間引く風潮があったことが分かる。家を相続する者を確保できればそれ以外の子どもは不用とし、家の保持の為に間引きを容認しようとする意識が働いていたことをうかがわせる。

言い換えれば、農民の経済的困窮が間引きや墮胎を誘発したとは断言できないことになる。当時の随筆や風俗史料は、時代を経るにつれ生産力が増加したにも拘らず捨子・間引きの習俗がむしろ増えたと述べている。家相続などの経済効率を理由に、裕福であっても産児制限を行っていたと報告しているのである。

政治的・社会的に長い安定期を享受した江戸時代は、庶民が現状生活に満足し趣味や遊山などを楽しむことを覚えた時代でもあった。人々は暮らしにゆとりを持つことを知り、安寧でささやかな幸福感や暮し向きということが重要なメルクマールになってきた。子育てもそのような世相の雰囲気の影響を受けたはずである。江戸時代の人口が3,500万人¹⁵をピークとして増加しなかったのは、飢饉などの自然現象の影響以外にこのような社会的な風潮も配慮されるべきではないだろうか。

4. 俳諧や川柳による産児制限の分析

それゆえ庶民側においても産児制限を是認する社会的な背景があったことが証明されるはずである。子どもの成長を願う諸々の習俗や通過儀礼が誕生し秩序化されていったのと対照的に、子どもを生まないでおこう、生まれても養育しないでおこうとする人口調節の為に家族計画や俗信も多く存在したのである。言い換えれば、生を否定するような子おろし・子返しの習俗も子育ての一つの範疇に含まれる状況が配慮されていたのではないだろうか。もちろん許されることではないが、公にされていなかっただけと考えられる。「要するに人目につかぬ行為、闇の中で声をひそめてでなければだれも口にしないような行為が存在していた¹⁶」のである。日常生活の襷の奥には無言の決定づけがあり、子育てもその範囲外ということではなかった。

子返しを戒める書物やポスター(浮世絵)が頻繁に出版される原因になったけれども¹⁷、当時の産児制限の状況は「暗黙の子育て¹⁸」と黙認していたと思われる節がある。産児制限が日常的に浸透していたことを俳諧から例証しよう。

『毛吹草』は松江重頼の編集した貞門俳諧の書で、江戸初期からおおいに連歌、俳諧の手引に利用された書物である。「俳諧恋之詞」の章には「子をおろす」が、「世話(ことわざの意)」では「神がくし」が、「付合」には「捨子」が挿入されている¹⁸。墮胎も神かくしも捨子も特別な事柄ではなく、風流な俳諧においてさえ至極当然に罷り通る言説なのであった。

一方『誹風柳多留¹⁹』では露骨に言い表される。「中条へ五つ月置いて同じ顔(3篇27オ)」「女いしやとんだ所でさじかげん(4篇39ウ)」。中条は墮胎を意味する語、女医者は川柳ではその隠語である。ズバリ「かんぱんに殺そふと書女いしや」「子おろしもてんねきいしや出会ふ也(3篇8オ)」などと皮肉られた。世の中はまならぬもの、「よの中よ産せる医者に流すいしや」(出典：雨の落葉、享保18年刊²⁰)という妙に悟って墮胎を容認することになる。

ところで不思議な川柳にでくわす。「あきらめて気づよい女房ごくりのみ(2篇18ウ)」。生めない事情があったのであろうか、女房は「水月早流し」という墮胎薬を飲んだ。また毎月一日に服用する避妊薬の朔日丸というのものあり、代金は銭緡1本、100文であった²¹。墮胎薬とは水銀のことで、川柳では当たり前のように記しているが、これらの薬を服用して死んだ女たちも多かったであろう。おかしみを表現する媒体で墮胎をさらりと試してみたり、またそれを滑稽みと受け止める庶民の懐の深さというか恐ろしさというか、「あきらめて」という言葉から、母親の気持ち垣間見られるのではないか。子どもを産むか産まないかは夫婦や家族の切実な問題である。そしてここでは妻が覚悟して墮胎薬を飲んでる。つまり妻の了解のもとに墮胎が行われたのである。

子育てには家族や社会の支えがあってこそ保証される。その条件が満たされない場合は生まれてくる子どもに構成員の資格はなく、この世に生を受けることはできない。家庭や家族の均衡を危ぶませる出産は排除される傾向にあり、ゆえに墮胎や間引きは温存され続けたのである。その権利を行使したのは母親ばかりではなく父親も、あるいは姑が望んだ場合もあったであろう²²。非道徳的な行為ということでは理解されている

から、家族内の墮胎や嬰兒殺しは暗黙裡のことで表面化しなかった。産児制限をどのように意識し実行したかを一句だけで敷衍、論証するのは実証的ではないといふかもしれない。が、これは闇の中で解決すべき内容であり、表面には現れてこない現象であった。敢えてこの句の存在に重みを感じる。

5. おまじない教本『邪兇呪禁法則』

産児制限について庶民からの記録は少ない。が、産育に関する様々な民俗的習俗の史料、特に生活手引書類などから出産や産児制限の事実を垣間見ることは可能である。

江戸時代に町・在ともに、公用の手紙や文書を綴る必要のある名主など役持ちの家には和漢辞書の節用集が必ずあった。17世紀末ごろから生活全般にわたる作法や礼法の指南書として一家に1冊あれば至便とされて普及した。これが『日用節用集』である。さらに『日用節用集』の巻末部分の陰陽道や宿曜道に基づく方位や日時の吉凶占いなどを拡大・利用したのが『大雑書』である。この研究は京大人文科学研究所研究報告『視覚の19世紀』に詳しい²³⁾。庶民は日常生活の判断の際にこの手引書類を大いに利用した。

『大雑書』の一つである『永代雑書』²⁴⁾を見よう。305丁(610ページ)の分厚い『永代雑書』の総目録には「121 懐妊身持鑑」「122 産の心得并腹帯の由来」「123 懐胎十月図解」「124 妊娠食物善悪の懐胎か病かをしる法」の見出しがあり、出産に関する情報が豊富に提供されている。出産可能な体躯かどうか判定できるとばかり、「179 子のある相」「180 子の無き相」を図入りで載せたりもする(図1)。頭書には「呪咀秘伝」があり、出産に関係するまじないが多く記されている。子どもが元気で生まれますようにと「子安の符」、また「胎衣下りざる時の符」「子生まれぬるに飲む符」「子生まれず胎内にて死したる時にましむる符」「子を求むる符」が列挙されている(図2)。安産を願う妊婦はこの紙片を守袋に入れ、または服用もした。当時は100人中3人の割で産褥婦が亡くなっていたから²⁵⁾、母子とも元気であることが切実であった。迷信も多い。効用はともかく、出産に関するどんな情報も得ようと頻りに用いられたことが、この『永代雑書』の使用状況から察知され、当時の女性にとって産育に関する話題がいかに重要であったか十分窺える。

ところで「呪咀秘伝」には生理がありますようにと「月水をつかむ符」「月水をよぶ符」も挟まれている。

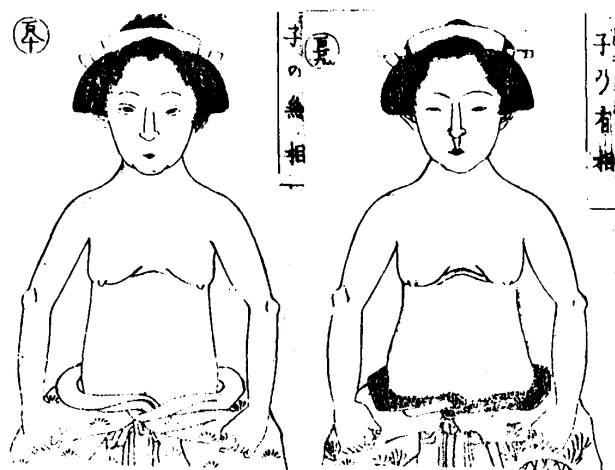


図1. 『永代雑書』172 和相図解秘訣 女ノ部子の有相と子の無相 (244丁~245丁)

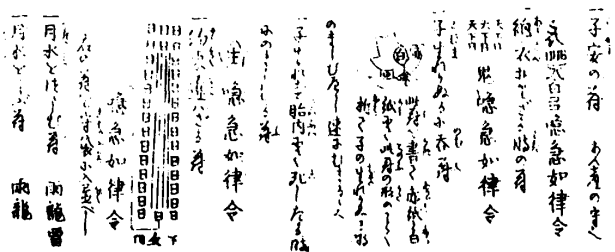


図2. 「呪咀秘伝」より出産に関するまじない箇所を抜粋(『永代雑書』117ウ~128ウ頭書)

この場合は妊娠を望まない時、つまり避妊や墮胎を望んだ時にも用いたのであろう。矛盾する内容が同時に挟み込まれていることは注意しなければならない。非科学的な方法であったとしても、月水流しなどの怪しげな薬を飲むより安全であると考えて、子どもが流れるようにとまじないにすぎたのである。もっと効果があると思われたまじないも存在した。

ホウツキノ子ヲ一東二切テ此符ヲ中へ入テワタ糸ヲ以テ巻キ カイノ中へ入テサシヒキスレハ必血へ成テトル也²⁶⁾

これは加持祈祷の指南書である『邪兇呪禁法則』(貞享元年・1684)の中「子返之大事」と書かれたまじない符である(図3)。ほおずきの根の中に図3で示した呪い符をいれ、綿糸で縛り巻きつける。まじない符の入ったほおずきの根は生理用タンポンのような形で、妊娠した女性の身体に入れた。まじない符が吸引し流産できると考え使用したのである。

この子返しの呪いは1回しか効かない。「此ノ符弟子一人ヨリ外ハ不可有ル也 但四月二日過テハ成難者也 以上畢ヌ」。4カ月を過ぎると効力がないとした

子育てと産児制限に関する一考察

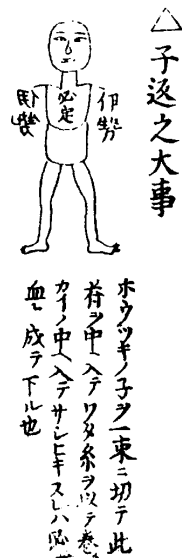


図3. 「子返之大事」のまじない符（『邪兇呪禁法則』7丁ウより）

のは、妊婦の身体をおもんばかってのことであるし、実際まじないに頼っても墮胎は無理であったろう。

上記の岩瀬文庫所蔵の『邪兇呪禁法則』は朱で加筆があったり、訂正や別の用法を詳細に記した附箋が挟んであった。この書物が実際に利用された加持祈祷の指導書であることの証左であろう。

まじないの手引書が普及していたことは種々の『呪調法記（呪咀重宝記）』が版を重ねていたことでも明らかである²⁷。『呪調法記』は元禄12年から安永10年と、およそ100年近く項目と処方箋を変えず刊行された。実際は20世紀の始めまで用いられていたから、実に2世紀にわたって利用されていたことになる。

『呪調法記』には「135子返乃大事」として、『邪兇呪禁法則』と寸分違わないまじないと処方が述べられている²⁸。『呪調法記』が庶民用と判断されるのは、続いて「不如意なるもの子をまびくといいて十月にみちて生る子をおしかえすこと事はなはだ不仁の所為なりいましむべし我胸にあることなり」と、嬰兒殺しの戒めを説いていることである。

以上から、やむを得ないときは庶民は墮胎のおまじないを利用したこと、間引きが行われていたことの証拠にもなる。が、『邪兇呪禁法則』『呪調法記』共に、子おろし（墮胎）は1度目は寛容的で、子返し（間引き）は最初から禁止したと受け取れる。庶民の都合よさでもあるが、対応の柔軟さとも受け取れる。子おろしと子返しに対する庶民の心性の受け取り方の違いに関しては、もう少し他の民衆史料にあたる必要がある

と考えている。

ともあれ、墮胎を含む子どもの産育に関して願望や禁忌に効用があると素朴に信じられたものは何でも吸いあげられ、さまざまなまじないの符に適用された。『大雑書』や『永代雑書』の「呪咀秘伝」の項や『邪兇呪禁法則』『呪調法記』にあらわれた様々なまじないや加持祈祷は、庶民の日常生活の必要性の中から自然発生的に生じ広まった民間習俗であった。これらの事象は非科学的と排除されやすいが、『大雑書』や『呪調法記』は庶民の生活に根を下ろしていたことは紛れもない事実である。公にはできない事情の時に、これらを使用していたことは十分考えられることである。生活意識に密着した書物であり、女性が暗黙裡に蓄えていた情報ではなかったかと推論される。

6. 子返り不動と子返し地蔵

ところで、江戸時代は民間信仰がおおいに栄えた時代であった。病氣平愈・家業繁栄などを願う庶民は神社に参詣した。子どもの護り本尊としても「子安地蔵」「子育腹帯地蔵」「子育地蔵」「延命地蔵」などが祀られ、出産・子育て、疱瘡の祈願成就のために詣でた。万寿亭正二の『江戸神仏願懸重宝記』（文化11年・1814）などの参詣場所紹介の手引書も上梓される。大阪近郊では文化13年『神社仏閣神仏願懸重宝記』が出版された²⁹。著者浜松歌国はこの後編を脱稿するつもりであったようだ。奥付に「近日売出し候」と予告している。書物が現存していないので実際梓行されたかは不明であるが、第2篇の目録に寺院が連記されている。34番目は「和光寺子返り不動の事」である³⁰。当時の阿弥陀池和光寺は大衆娯楽のメッカとして人々が殺到する霊場であった³¹。江戸でも同様の痕跡が見出される。『東都歳時記』付録項の「江戸南方四十八所持地蔵尊参」第23番の西信寺である。寛政6年に上梓された『地蔵尊巡拝道しるべ』に載っており「子返し地蔵」の名が見える³²。

これは江戸や大阪など都市周辺では子返しの加持祈祷を行う寺院があったことを物語っている。和光寺や西信寺に出かけ、子供をおろしてくれるように地蔵や不動に願を掛ける。和光寺や西信寺以外にも子返し地蔵や子返り不動が存在したかもしれないが史料としては見つけにくい³³。墮胎に関する民間習俗が存在しても公然と流布する余地はないのと同じように、加持祈祷を行った施行者や寺院が公然と人の口に上ることはないからである。実態は掴みにくい庶民がその情報

や噂を察知し、祈禱などを行ってもらったことは2寺院の史料から判断できよう。

7. おわりに

わが国では、妊娠を喜び神仏に祈願して安産や子どもの健やかな成長を願う反面、子どもがこれ以上生まれませんようにと産児制限を密やかに望む気持ち、この矛盾した感情がもつれあって墮胎や子返しを闇の中で容認してきた。出産や子育てと、墮胎や子返しという背反する概念を表裏一体のものとして認識しようとする心性が存在していたと考えられる。本稿では、産児制限が養育と同時に受容されていた言説であることを、当時の民間習俗を記す文学的史料・生活手引書の大雑書類・まじない本・寺院参詣案内書など、女性側も利用した書物類から引きだそうと試みた。近世以降の間引きなどの産児制限やあるいは産育について、家族のあり方や女性の意識などの日常の視点から究明することも必要であると思われる。

引用文献

- 1) 高橋梵仙：墮胎間引の研究，社会事業研究所，東京，21 (1936)
- 2) 間引き研究において多くの論文があるが，以下の論文を参考にした。
 沢山美果子：順正短大研究紀要，**19**，141～154 (1990)
 沢山美果子：順正短大研究紀要，**20**，227～241 (1991)
 沢山美果子：日本史研究，**383**，61～76 (1994)
 沢山美果子：女性史学，**4**，18～30 (1994)
 落合恵美子：近世末における間引き研究と出産一人間の出産をめぐる体制変動一，ジェンダーの日本史上 (脇田晴子，S.B. ハンレー編)，東大出版会，東京 (1994)
- 3) ハンレー，S.K.，ヤマムラ，K. (速見 融他訳編)：前工業化期日本の経済と人口，ミネルヴァ書房，京都，238～239 (1982)
- 4) アリエスは，18，19世紀のフランスの産児制限に言及して，マルサス主義に女性固有の恐れと家庭経済という二つの起源を見，「出産の計画化」が風俗に現れるには家庭経済がその動機ではないと述べ，子どもの将来によせる「はからい」(les soucis du calcul)も必要であったと主張する (アリエス，P.：「教育」の誕生，藤原書店，東京，新版，65 (1992))。現代日本における出生率の低下を子供の養育に費用がかかるとする考えに通底する。これも産児制限に関する一つの考え方であろう。
- 5) 戦前の日本産育に関する民俗学的調査は，恩賜財団愛育会 (編)：日本産育習俗資料集成，第一法規，東京 (1978)にまとめられている。第9章は「避妊・墮胎・間引き」である。
- 6) 唐沢富太郎：図説明治百年の児童史，講談社，東京 (1969)の前書は間引きを行ったのは日本しかなく，キリスト教圏ではなかったと述べている。高群逸枝は子おろしについての説明はしているが (高群逸枝：女性の歴史1，高群逸枝全集，第4巻，理論社，東京，443～448 (1966))理由について，従来の視点を繰り返すのみである。諸外国の墮胎については，アリエスがフランスの状況を説明している。イギリスはマクラレン，A.：性の儀礼，人文書院，京都 (1989)に詳しい。
- 7) フロイス：日欧文化比較，大航海時代叢書 X I，岩波書店，東京，527 (1966)
- 8) ハンレー，S.K.，ヤマムラ，K. (速見 融他訳編)：前工業化日本の経済と人口，ミネルヴァ書房，京都，289～290 (1982)。「ヨーロッパ人の間引きの方法は，日本人のものとは方法的に異なっていたように考えられ，またそれは，見方によっては，いっそう非人道的であったと考えることもできる」「われわれがヨーロッパにかんするこれらの事実を強調するのは，ただそれが一般に知られていないという理由からである。しかるに，日本の非人道的な慣行だけが何十年もの間西洋で書かれ続けてきた」
 クニビレール，Y.，フーケ，C.：母親の社会史，筑摩書房，東京，125，156 (1994)。「母親の社会史」では産児制限を最初に行ったのはフランスで，17世紀は上流階層に18世紀初頭はパリ周辺の農村周辺に広がっているとす。「事実窒息死は一種の嬰兒殺しとしてひそかに平然と，ほとんど疑いがかけられずに実行されていたようだ」
- 9) 司馬江漢：春波樓筆記，日本随筆大成新装版，吉川弘文館，東京，72 (1993)
- 10) 武陽陰士：世事見聞録，日本庶民生活史料集成第八巻，三一書房，東京，671 (1969)
- 11) 伴 蒿蹊，宗政五十雄 (校注)：近世崎人伝・続近世崎人伝，東洋文庫202，平凡社，東京，56～58 (1972)
- 12) 林 笠翁：仙台間語，日本随筆大成新装版，吉川弘文館，東京，447～448 (1993)。また当時比較的間引きが盛んであったといわれた東北地方でも，元禄年間では百姓一夫婦で5，6人から7，8人を育てあげていたが，宝暦年間では一両人の外はおおむね皆間引いてるとし，この現象は享保前後 (1716～)から盛んになった事例を引用する書物もある (関山直太郎：日本の人口，至文堂，東京，109～112，163～177 (1959))。前掲書『日本産育習俗資料集成』⁵⁾の報告では明治以前には，100人に3人は墮胎した地方があったという。
- 13) クニビレール，Y.，フーケ，C.：母親の社会史，筑摩書房，東京，175 (1994)
- 14) 作者不詳：浮世の有様，日本庶民生活集成第11巻，三一書房，東京，100～101 (1969)。浮世の有様は江戸末期の社会の状態，特に御蔭参りや大塩平八郎の乱などの諸事件を詳細に検証した書である。
- 15) 関山直太郎：日本の人口，至文堂，東京 (1959)は江戸時代の人口の上限を3,000万人から3,200万人と推量する。速水 融：歴史のなかの江戸時代，東洋経済新報社，東京 (1977)は上限を3,600万人としている。前述『前工業期日本の経済と人口』³⁾ではその他の研究

子育てと産児制限に関する一考察

- 者のデータを比較している。それらを考慮して3,500万人という数字をあげた。歴史人口学研究では宗門帳をつぶさにあたり、江戸時代の正確な人口調査を行っている。
- 16) アリエス, P.: 日曜歴史家, みすず書房, 東京, 102 (1985)
- 17) 橋 義天: 捨子教誡の謡, 子孫繁栄手引草, 子育ての書3, 東洋文庫, 平凡社, 東京 (1976)
- 18) 新村 出 (校閲), 竹内 若 (校訂): 毛吹草, 岩波文庫, 岩波書店, 東京, 78, 107, 127 (1933)
- 本稿には加えなかったが, 墮胎を歌い込んだ手鞠歌や子守歌も見受けられる。「男の子なら拾い上げよ, 女の子ならふみつぶせ」(「熱田手鞠歌」高橋仙果, 天保初年頃)や, 「産むにや生まれず墮すにやおりず, 向ふ通るハ医者でハないか, 医者ハ医者でも葉箱を持たぬ, 葉用なら袂に御座る, これを一服煎じて呑しよ, 虫も落よが其子も墮よ」(「あづま流行時代子供うた」岡本昆石, 明治27年刊)と歌われる。子守歌では「男の児なら踏み潰せエ, 女の児なら守育てエ」(同上, アンダーライン筆者)というのがある(ともに尾原昭夫: 近世童謡童遊集, 柳原書店, 京都, 1991所収)。墮胎が普通のこととして受け入れられていたことが子供の慣れ親しんだ歌からも窺える。
- 19) 文中で用いた川柳は濱田義一郎(編): 誹風柳多留全10篇, 教養文庫, 社会思想社, 東京 (1985)
- 20) 川柳狂歌集, 日本古典文学大系, 岩波書店, 東京 (1958)
- 21) 「月なみをのみのみ下女はぞんごへる (2篇31オ)」誹風柳多留より。身持ちの良くない女が避妊薬を常用する。朔日丸は毎月ついたちに服用するの避妊薬のこと。
- 22) 恩賜財団愛育会(編): 日本産育習俗資料集成, 第一法規, 東京, 169 (1978)
- 23) 横山俊夫: 文明人の視覚, 京都大学人文研究所報告, 視覚の19世紀(横山俊夫編), 思文閣出版, 京都, 13~64 (1992)
- 横山俊夫: 人文学報, 66, 181~182 (1990)。「この書物(節用集: 筆者注)こそ, その内容と流布の広さから言って, 工業化以前の日本を支えた, 或る種の聖典ないしそれに準ずる存在でなかったかと考えさせられる」。「日用百科方節用集の使用態様の計量化分析法について」では, 和紙が大変丈夫で破れにくいことから, 日用節用集が所蔵家にどのような使われ方をしたかを, 表紙や本文の痛みを条痕写真にし, 小口条痕の濃淡を光学的手法で軽量化しデータベース化している。
- 24) 本稿で使用の『永代雑書』には奥付がないので刊行年月日は不明である。裏表紙には住所と所有者の名が記されていたらしく, 京都堀川通まで見えるがそれ以下は擦れて見えない。背綴じに鮮明な字で文久二(1862)戌三月吉日武本と記されている。裏表紙の所有者からその後武本所有になったものと思われる。使用頻度が非常に高く, 手垢や擦り切れ状態があちこちに見られる。紙が薄くなって見づらいところもあるが, 大事に使ったようで虫喰いはなく, 紙質の状態はたいへん良い。頭書は261丁まであり, 合計306丁(610ページ)あった。なお図1. 172和相図解秘訣 女ノ部, 特に子の有相は非常に参考にされたらしい。ページをめくるあたりが裏まで透けていた。
- 25) 昭和初期には岐阜県武儀郡のある村では産褥のため100人中3人ぐらいの割合で亡くなったことを報告。医療制度のさらに発達していない江戸時代ならばもっと多いだろう。一説には4割ともいわれるが正確な数字ではない⁵⁾。
- 26) 作者不詳: 邪兇呪禁法則, 巻下7丁ウ。前掲書5)では中絶用に他の植物と共にほおずきの根や茎, 皮まで用いられた例が多く記録される。まじないの紙片を飲むのは一例見られる。ほおずきとまじないの相乗効果の事例は認められない(恩賜財団愛育会(編): 日本産育習俗資料集成, 第一法規, 東京, 159~172(1978))
- 27) 岩瀬文庫の奥付は「元禄一二年己卯六月吉祥日 京四条上る壹丁目堀川書林米川板」。他には「安永十年辛丑孟春吉日改正」があった。これは「三条通麩屋町皇都書林, 山城屋徳兵衛」の板行である。安永版は島野三千穂氏所有の『呪調法記』による。『国書総目録』では『邪兇呪禁法則』が『呪調法記』に名を変え庶民に用いられるのに15年しかかかっている。また呪いについては広島県立歴史博物館: 企画展示図録中世の民衆とまじない, 広島, 28 (1990)を参照。
- 28) 呪調法記, 39丁裏。「さしひきすれば」が「ぬきさしすれば」と変わっていったくらいである。
- 29) 大阪版は文政7年(1824)には同じ内容で: 神仏靈験記図絵と変わる。浜松歌国: 神仏靈験記図絵, 浪花叢書 鶏肋, 浪花叢書刊行会, 大阪 (1930)
- 30) 和光寺は明和9年(1770)刊行の『大坂寺社順拜記』(大阪府立中之島図書館蔵)によると, 堀江阿弥陀池に立し, 48蔵所や賓頭盧第2カ所, 役の行者第1カ所に名を連ねている。
- 31) 和光寺は元禄11年に開かれ, 「遠近尊信して常に詣人間断なし 境内には軍書講釈昔嘶楊弓大弓の射場其の余市店軒場を列ね四時しいじともに頗る賑わし 別て四月の佛生会には門前に種木うえき店数多つらなり詣人之をひさ」いだ場所であり, 7月の盆中10月5日より15日までの十夜念仏修業には常の百倍の群衆が集まり, その混雑ぶりは「潮の湧くがごとし」であったという『摂津名所図絵大成』(巻之9上)。現在は以前の面影はない。焼けただれた不動明王は残っている。
- 32) 斎藤月岑: 東都歳時記3, 東洋文庫, 平凡社, 東京, 146, 150 (1972)。西信寺は増上寺の末寺, 現在は廃寺。東洋文庫では「子返レ地藏」となっている。
- 33) 前掲書5)にも府中村の杓子神社に参詣して避妊祈願する(岐阜県), 久保一色の康申堂は妊娠避妊祈願に祈願すると利益があるという(愛知県), 太田観音様(福岡県早良瀬観音様(福岡県山門郡))などの寺院を上げている。都鄙に拘らずそのような寺院が存在したことを意味する。